

# 幸福の科学学園が最高裁でも完全敗訴 ～那須校の実態を報じた記事への損害賠償請求訴訟で～

# まち連だより



2016年  
3・4月号



まち連HP

学校法人・幸福の科学学園が週刊新潮の記事に対して行った損害賠償請求訴訟において、2016年1月22日に最高裁判所の決定がありました。結果は、学園による上告を不受理とし、2015年3月26日の東京高裁での判決で確定するというものでした。東京地裁・高裁の判決文では、学園の主張は共に全面的に退けられており、対象となった記事の内容は裏付けとなる証言や証拠資料、また法廷での学園職員への尋問の結果に照らして全て事実と認められていました。

## 滋賀県庁で執筆者が記者会見。自ら学園に問題提起



滋賀県庁での  
記者会見の様子

裁判結果の確定を受け、2016年3月4日に滋賀県庁で記事執筆者による記者会見が行われ、報道9社の取材の中、裁判結果が報告されました。会見では記事は下記(1)から(3)を指摘した内容であったことが説明された上で、学校法人の問題、私学の宗教教育と人権の関係、私学助成への疑問が表明されました。

### 週刊新潮記事で指摘された内容

- (1) 一般的教科でも「霊言」に基づいた授業を行っており、学習指導要領から逸脱
- (2) 幸福実現党を支持・賞賛する授業など、政治教育を禁止する教育基本法への違反
- (3) 学校・寮での懲罰指導の方法が、2007年の文部科学省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」に反する

会見で報告された学園・那須校の実態は、仰木の里住民が関西校の設置以前から滋賀県や私学審議会に投げかけていた懸念と一致するものでした。一昨年には大学認可強要行為による学校法人への罰則がありましたが、公教育を担おうとする学校法人が“組織として”活動する中で、このようなことが短期間に繰り返されることには疑問を持たざるを得ません。

[表：学園那須校の記事を巡る訴訟経過]

日時	訴訟の経過
2012/11/15	週刊新潮に記事掲載
2012/12/7	学校法人が執筆者らを提訴
2014/12/12	東京地裁で学園が敗訴
2015/3/26	東京高裁で学園が敗訴
2016/1/22	最高裁判所で上告不受理決定 (学園の敗訴が確定)

## 説明会実施の要望書を送付するも返答なし。学校運営に募る不安。

執筆者による会見には、まち連も同席し、最高裁判断に対する住民コメントを表明しました。まち連は、記者会見に先立って学園に本件の地元説明を求める要望書を出したが返答が無いこと(2016/3/27現在も返答無し)に触れた上で、滋賀県への下記の要望を述べました。

### 滋賀県への要望

- (1) 本件の情報を審議中に得ていたにも関わらず、滋賀県で認可した判断、及び議論のプロセスが適切だったのか、是正も含めて再検証頂くこと
- (2) 県民・地元理解が得られるよう、知事議会答弁の趣旨で学校運営指導・監督を行うこと

(※上記内容の要望書は、会見の後、滋賀県議会議員を通じて滋賀県知事に提出しました)

## まち連学習会を開催

2015年12月13日、まち連学習会が開催され、大津市議2名を含む50名の参加を頂きました。

### [第1部:幸福の科学の地域進出]

大学設置不認可後に宗教法人・幸福の科学が千葉県で開始した私塾・ハッピーサイエンスユニバーシティ(HSU)の運営状況と同法人の地域進出について、ジャーナリストより報告がありました。報告では、①幸福の科学学園・那須校の卒業生の80%以上がHSUを進路として在籍していること、②HSU東京キャンパス開設に向けた動き、③HSU寮運営が事前の地元説明と異なっていることが紹介されました。また他地域の事例として、④同宗教法人が徳島県・川島町で急速に施設拡大を進めていることや、追従するかのように関わりの深い企業が同地区に進出してきている事例が紹介されました。

### [第2部:学園建築裁判の現況]

仰木の里弁護団より、2015年11月13日の大津地裁での公判内容を中心に現況が説明されました。

弁護士からは、①地裁より争点整理表が示されたため、原告主張が裁判所にどこまで理解されたかを確認できたため大きな前進があったこと、②大規模盛土調査の結果を開示させる事で学園用地の地盤安全性の議論を進める動きになってきていることが報告されました。出席住民からは、ボーリング調査の必要性や、避難場所の見直しも視野に入れる提案も挙がりました。



学習会の様子

### 建築裁判日程のお知らせ

(日程)

第20回 2016年5月12日(木)10時00分

第21回 2016年7月7日(木)13時30分

(場所) 大津地方裁判所

### 顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所:

弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489

渡辺・玉村法律事務所:

弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所: 弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643

古家野法律事務所: 弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788